

# いよいよ法人

(題字 大田中峰雄会長 筆)  一般社団法人 飯田法人会

謹  
賀  
新  
年



東栄公園初日の出（飯田市馬場町）  
山の稜線から昇る静かなぬくもりの朝日

撮影：蒲俊治 氏

## 主な内容 総会の日程が決まりました。詳しくは12ページへ

・令和8年 新年のご挨拶	2	・社労士コラム	9～10
・税務署だより	3～4	「2026年、労働基準法、40年ぶりの大改正！」	
・表彰/ 第41回法人会全国大会	5	・部会だより / 女性部・青年部/ 年末調整研修会開催	11
・「令和8年度 年度税制改正に関する提言」活動を実施	6	・お知らせ掲示板	12
・第10回「絵はがきコンクール」優秀作品表彰と展示	7	・行動する法人会	13
税に関するポスター・作文・標語優秀作品表彰		・令和7年度税に関するポスター優秀作品	14
・令和7年度各租税教育推進協議会法人会関係受賞者名簿 他	8	編集後記	

## 顧問弁護士無料相談制度

弁護士相談は費用が心配と心配ごとを抱え込んでいませんか?まずは、飯田法人会の無料相談をご利用ください。弁護士に相談すれば、悩んでいたことが30分の相談で解決することもあります。複雑な問題も解決策が見つかります。法人会員企業の経営者も従業員も対象です。お気軽にご利用ください。法人会事務局を通じてお申込みをいただかないと、一般料金となりますのでご注意ください。

## みんなで回覧

確認印  
社長



再生紙と大豆インキを使っています。



差出人（差出発送代行）返還先  
**株長野県中日サービスセンター** 〒395-0015 飯田市江戸町3-247-1  
このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会 〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL 0265(52)5775



# 令和8年 新年のご挨拶



一般社団法人 飯田法人会  
会長 大田中 峰 雄

新年あけましておめでとうございます。  
会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年は午年に当たります。干支の中でも活発でエネルギーッシュな印象をもつ「うま年」はスピード感や行動力を象徴する年といわれております。「跳ねる」「駆ける」「達成する」がキーワードです。「うま」にあやかって飛躍の年になればと期待します。

法人会は昨年会員の皆様方のご協力により大過なく事業を遂行できましたことに感謝申し上げます。今年もより一層地域の皆様に信頼される団体として努力してまいる所存です。皆様方のご支援・ご指導の程よろしくお願ひ申し上げます。

昨今、全世界的に自然災害が発生しており、感染症も含めて自然界から人類への警告と考えます。また各地において紛争が起こっております。平穏な一年あれと願うばかりです。

さて、当地域ではリニア中央新幹線の開通が期待されておりますが、開通の目処が立っていません。静岡県知事が変わり南アルプストンネルの工事着工を期待します。また、三遠南信自動車道も少しづつではありますが進んでいると思いますが、どちらも当地域にとって人的交流のみならず地域の街づくりにもかかわる重要なインフラです。早期実現を期待するところであります。人口が減少している地域ではありますが、飯田市は10万都市の中でも住みたい街ランクインで全国トップであります。今後の発展に向けて地元に根を張る私たちは今まで以上に強みを磨く必要があろうかと思います。

法人会は税知識の普及・提言はもとより、企業の発展を応援すべく相談事業・講演会・勉強会等多くの事業を行っております。社会のデジタル化の普及と共に国も税務行政も一変しました。大きく変わる社会情勢に対応すべく私共もスピード感をもって対応していく所存であります。皆様方のご協力を切にお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。今年もよろしくお願ひ申し上げます。



飯田税務署長  
小野 隆

令和8年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人飯田法人会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中、大田中会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、「税のオピニオンリーダー」として法人会活動及び企業活動を通じて、添付書類を含めたe-Taxの普及、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組のほか、会員ニーズに即した税制改正説明会等の開催、租税教室への講師派遣、税に関する絵はがきコンクールの実施など租税教育事業にも意欲的に取り組まれており、こうした貴会の活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。私どもいたしましても、貴会との更なる連携と協調を図ってまいりたいと考えております。

さて、本年は明治29年（1896年）に税務署制度が発足してから130年の節目の年となります。また、今年の干支である午年は変化を象徴する年とも言われます。この一年、税務署では、7月に関東信越国税局管内の全ての税務署において内部事務センター化の運用が開始され、さらに、9月には新たな国税総合管理システムの導入とともに、各種申告書、申請・届出書や法定調書等の様式改訂も予定されているなど、まさしく大きな変革を伴う年となります。

我々職員一同、こうした節目と変革に当たり改めて身を引き締めるとともに、税務行政の目指す将来像に向けて、納税者サービスの充実、国税の適正かつ公平な賦課・徴収の実現及び行政事務効率化の推進など、各種取組をより一層進めてまいる所存であります。

税務行政が直面する様々な課題に取り組むに当たっては、私ども行政のみでは自ずと限界があり、関係民間団体の皆様のお力添え無くしては難しいものと考えております。貴会の皆様方には、何とぞ税務行政のよき理解者として変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、新しい年が一般社団法人飯田法人会にとりまして更なるご発展の年となり、また、会員皆様方のご健勝並びに関係企業の益々のご繁栄を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 税務署だより

消費税の期限内納付のために インボイス発行事業者の方必見!

# 計画的な納税資金の積立てを!

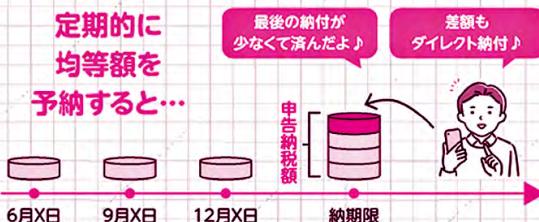
### Point

計画的な納税資金の積立てには予納ダイレクトが便利です!

### Q. 予納ダイレクトとは?

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

定期的に  
均等額を  
予納すると…



#### 予納ダイレクトのメリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

#### サイトと動画でもっと詳しく!

詳しくは、  
国税庁ホームページへ

YouTubeでも  
紹介しています!  
確認しながら  
作業ができる!

「計画的な納税  
(資金の積立て)を  
検討されている方  
(予納ダイレクト)」へ



ダイレクト納付を  
利用した予納と分割  
納付のご紹介▶



#### ●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当 するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%	50%	40%	50%	40%	
売上に対する納税額 の目安率	1.0%		2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%	5.0%	6.0%	5.0%	6.0%	
年間課税 売上高	各月 売上高 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	

※上記積立目安額の計算は簡単なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和7年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。



R7.07

# 納税証明書はスマホで 請求・受取/できます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください！

メリット

①

いつでもどこでも!  
**スマホで完結!**

タブレット  
パソコンでも！

メリット

②

**手数料がお得！**

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット

③

期間内\*であれば  
**何度でも印刷・使用可能！**

\*コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。  
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。  
その期間内であれば、何度でも使用可能です。

## ▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

### step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン  
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。  
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginIndividual>

法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginCorporate>

### step 2 電子申請

必要事項を入力して送信  
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。  
  
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。  
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。  
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。

マイナンバーカード  
が必要です！デジタル庁  
公式noteはコチラ

### step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに  
手数料の案内が格納されます。  
インターネットバンキング等で手  
数料納付後、納税証明書(PDF)を  
ダウンロードできるようになります。



#### 留意点

ご利用に当たっては、**納税者本人(法人の場合は代表者本人)**のマイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、**本人(法人の場合は代表者本人)**のみ行うことができます。

代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。

**国税庁**国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手續の仕方はこちらから

[https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

# 表彰

## 県税功労者表彰

副会長	赤羽宏文氏
理事	久保田浩和氏

税務行政に協力した功績を称えられ当法人会より赤羽宏文氏と久保田浩和氏が「県税功労者知事感謝状」を受彰され、合同庁舎で11月12日、南信県税事務所飯田事務所長小田中真氏より伝達されました。

### 【赤羽宏文氏役員歴】

平成23年～27年	本会理事
平成27年～28年	本会常任理事
平成28年～現在	副会長・総務委員長

### 【久保田浩和氏役員歴】

平成25年～令和3年	本会理事・研修委員
令和3年～現在	本会理事・総務副委員長



ご功績に感謝と敬意を表し心よりお祝い申し上げます。

## 第41回法人会全国大会（高知大会）が開催されました



全国より約1600名の参加を得て盛大に開催され、飯田法人会からは大田中会長、加藤副会長、大蔵事務局長の3名が参加しました。

主な内容は以下の通りです。

### 【第1部 記念講演】

講 師 都築 富士男氏 (元ローソン・ジャパン社長、都築経営研究所代表取締役)

演 題 『変化の時代の経営、危機をチャンスに』

### 【第2部 式 典】

開始に先立ち、よさこい演舞の披露があり、続いて式典となりました。

来賓として官公庁から江島国税庁長官、西森高知県副知事、桑名高知市長を始め多くの方々を迎えた、友

## 飯田税務署長納税表彰

常任理事	下原賢市氏
常任理事	塚平一人氏

令和7年度飯田税務署納税表彰が、11月13日に飯田税務署で行われました。税務関係団体の要職にあって申告納税制度の普及発展に努め、納税道義の向上に顕著な功績のあった方に対する税務署長表彰を、当法人会から下原賢市氏と塚平一人氏が受彰されました。

### 【下原賢市氏役員歴】

平成29年～令和3年	本会理事
平成29年～現在	研修委員
令和3年～現在	本会常任理事・西部支部長

### 【塚平一人氏役員歴】

平成23年～25年	青年部幹事
平成25年～令和3年	本会理事
平成25年～現在	広報委員
平成25年～平成28年	青年部副部長
平成28年～令和2年	青年部長
令和3年～現在	常任理事



誼団体、厚生事業協力団体からも多数列席いただき盛大に開催されました。

式典では、国歌に続き主催者である山元高知県法人会連合会長、斎藤全国法人会連合会長の挨拶に続き、来賓の皆様からの祝辞をいただき、続いて会員増強、福利厚生制度推進等に顕著な成果を上げた県連への表彰が行われました。最後に「中小企業の活性化に資する税制措置」「事業承継税制の拡充」等を中心とする大会宣言を採択し、盛会のうちに終了しました。

### 【第3部 懇親会】

当会は例年通り、友好法人会である茂原法人会と交流会を行いました。

### 令和8年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要 将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動搖を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

各支部で地元町村に

## 『令和8年度 年度税制改正に関する提言』活動を実施



福田議員と大田中会長

毎年、全国法人会総連合では、全国の各地法人会の税制改正要望事項を取りまとめ、公平で健全な税制の実現のため、政府や関係省庁・地方自治体などに建設的な提言や要望活動を行っております。

飯田法人会では、税制委員会で素案を作成した「税制改正要望案」を理事会で審議承認し、通常総会での報告を経て、飯田法人会の要望として県連へ送付しています。同様に全国各地法人会からの要望が各県連を通じ全法連へ送られます。

本年度も、これらをまとめた「令和8年度税制改正に関する提言」と税制改正スローガンが、高知市で開催された法人会の全国大会において採択されました。

この結果を受け、飯田法人会では、全国の各法人会と足並みを揃え、11月から「令和8年度税制改正に関する提言」活動を地元選出国会議員と各自治体向けに実施し、提言書掲載各項目への対応の要望を行いました。

### 【令和8年度税制改正スローガン】

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要 将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！



喬木:宮下支部長と市瀬村長



飯田市:佐藤市長と大田中会長



高森:壬生村長と廣瀬支部長



豊丘:下平村長と片桐支部長

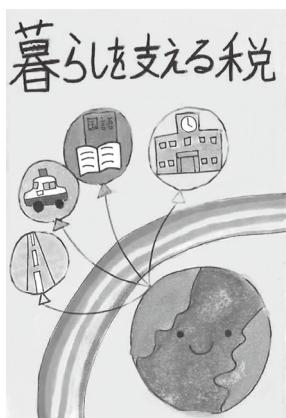
### 国会議員に対する提言活動実施報告書(国会議員対象・単位会用)

提言活動先				提言活動実施者		提言活動実施日	提言活動方法(持参/郵送)
議員名	選挙区	所属党名	面接者氏名・役職(持参の場合)	県連・単位会名/同役職	氏名		
福田淳太	長野5区	立憲民主党	福田淳太	飯田法人会会长	大田中峰雄	7年12月22日	持参

### 地方自治体に対する提言活動実施報告書(地方自治体対象:単位会用)

対象自治体名	対象者の役職名	提言活動先		提言活動実施者		提言活動実施日	提言活動方法(持参/郵送)
		面接者(持参の場合)	面接者の役職名	県連・単位会名/同役職	氏名		
阿智村	村長・熊谷秀樹	商工観光課長	井原祐次	西部支部事務局長	清水衆一	7年11月17日	持参
平谷村	村長・西川清海	総務課長	塙田賢一	西部支部事務局	二木茂安	7年11月19日	持参
根羽村	村長・大久保憲一	振興課長	前田千穂	西部支部事務局	吉澤正幸	7年11月19日	持参
阿南町	町長・勝野一成	住民税務課長	伊藤 恒	阿南・壳木支部事務局長	成瀬 広	7年11月19日	持参
壳木村	村長・清水秀樹	総務課総務係	吉村 俊	阿南・壳木支部事務局	浅岡スエ	7年11月21日	持参
下條村	村長・金田憲治	村長	金田憲治	下條支部長	仲川正博	7年11月27日	持参
松川町	町長・北沢秀公	町長	北沢秀公	松川支部長	松下英樹	7年11月27日	持参
高森町	町長・壬生照玄	町長	壬生照玄	高森支部長	廣瀬芳徳	7年11月28日	持参
天龍村	村長・永嶺誠一	住民税務課	藤澤久美	天龍支部長	福士和成	7年12月5日	持参
喬木村	村長・市瀬直史	村長	市瀬直史	喬木支部長	宮下孝行	7年12月12日	持参
飯田市	市長・佐藤 健	市長	佐藤 健	飯田法人会会长	大田中峰雄	7年12月22日	持参
大鹿村	村長・熊谷英俊	村長	熊谷英俊	大鹿支部長・副支部長	吉野君一・小澤悟	7年12月24日	持参
泰阜村	村長・横前 明	税務係	岡本美吹	泰阜支部事務局	松本奈々	7年12月25日	持参
豊丘村	村長・下平喜隆	村長・副村長	下平喜隆・菅沼康臣	豊丘支部長	片桐 明	8年1月6日	持参

## 第10回「絵はがきコンクール」優秀作品表彰と展示



飯田税務署長賞  
追手町小6年 阿部水柚さん



飯田法人会長賞  
阿智第一小6年 佐々木颯大さん



飯田法人会女性部長賞  
追手町小6年 小倉詩月さん

当会女性部（小林美佐部長）は、第10回「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。年度初めに飯伊地域全小学校へ応募用紙配布を行い、今年度は6校より総数71枚の応募がありました。

10月7日には飯田税務署、女性部役員、事務局、そして今回初めて専門家のご意見をお伺いするため、一般社団法人日本画院理事の櫻井雅子さんをお迎えして、選考会を開催しました。「アイデアの良さ、緻密な描写、キャッチコピーのわかりやすさ」など、様々な観点により厳正なる選考の結果、優秀作品として3作品が選ばれ、「税を考える週間」（11/11～17）中、イオンアップルロード店にポスターや作文と共に展示され、その後もキラヤ高森店、ピア店、松川店に展示され、税の大切さをアピールしました。

優秀作品の皆さんには、記念品、賞状、作品ホルダーと図書カードなどを贈呈し、応募者全員にも記念品を各学校宛てに送付しました。

優秀作品は税務署の協力をいただき、確定申告の時期に合わせて申告会場への展示を予定しています。

また、11月4日には追手町小学校へ、11月6日には阿智第一小学校へ表彰にお伺いしました。



11/4 追手町小



11/6 阿智第一小

## 税に関するポスター・作文・標語優秀作品表彰

令和7年度飯田市租税教育推進協議会（税務官庁、税務関係団体、教育関係者）総会が12月2日飯田市役所において開催されました。

私たちの暮らしを支えている税に関する知識、意義、役割を正しく知ってもらう機会として、小中高校生を対象に「税に関するポスター・作文・標語」作品を毎年募集しています。

定期総会に引き続き、応募作品の中から選ばれた優秀作品について、飯田税務署長賞・飯田市長賞をはじめ、各団体から表彰を行いました。

飯田法人会は、同協議会が募集する「ポスターの部」で、飯田支部長賞を授与しました。

この租税教育推進協議会は、郡下の各町村にも組織されており、この時期同様に総会と募集した税に関する優秀作品の表彰式が行われました。

左側：ポスター「税金でまちが豊かに！」

右側：表彰式の写真

表彰式の写真の上部テキスト：「協議会 優秀作品表彰式」

表彰式の写真の下部テキスト：「ポスター 飯田法人会飯田支部長賞 上郷小学校6年 岩崎 慧吾さん」

## 令和7年度 各租税教育推進協議会法人会関係受賞者名簿

	租推協名	賞 名	学校名	学年	氏名
【ポスター】	飯田市	一般社団法人飯田法人会飯田支部長賞	上郷小学校	6年	いわさき 岩崎 慧吾
	松川町	一般社団法人飯田法人会松川支部長賞	松川北小学校	6年	おおば 大場 遥翔
	高森町	一般社団法人飯田法人会高森支部長賞	高森南小学校	6年	まつした 松下 樹生
	豊丘村	一般社団法人飯田法人会豊丘支部長賞	豊丘南小学校	6年	しみず 清水りんか
	阿南町	一般社団法人飯田法人会阿南壳木支部長賞	富草小学校	6年	みなみ 南島 陽太
	壳木村	一般社団法人飯田法人会阿南壳木支部長賞	壳木小学校	6年	とおやま 遠山あさほ
	泰阜村	一般社団法人飯田法人会泰阜支部長賞	泰阜小学校	6年	おさはら 長原 暖馬
【絵はがき】	租推協名	賞 名	学校名	学年	氏名
	阿智村	一般社団法人飯田法人会長賞	阿智第一小学校	6年	ささきそうた 佐々木颯大
	飯田市	一般社団法人飯田法人会女性部長賞	追手町小学校	6年	おぐら 小倉 詩月
飯田市	飯田税務署長賞	追手町小学校	6年	あべ 阿部 水柚	

## 支部だより

### 10/24 天龍支部

税務研修会 税制改正について

講師: 飯田税務署 吉村総括官 参加者8名

懇親会は、昼神荘で会員4名、法人会石井元会長、大同生命所長、推進員2名、税務課長参加で懇親を深めました。

### 11/6 高森支部

高森支部の環境美化事業

購入した会員数20会員 出労した支部役員数7名

高森支部は会員数133会員、役員12名です。事業の中心は、会員に正しい税の知識を身に着けていたための税務研修会の開催（「研修事業」）ですが、その他に、会員相互の親睦を深める事業（「会員親睦ゴルフ事業」）や、会員企業がパンジーやビオラでお客様や取引先の方を心和ませ気持ちよくお迎えできるように有料頒布する事業（「環境美化事業」）を実施しています。役員12名を3人づつ「研修事業担当」「会員親睦ゴルフ事業担当」「環境美化事業担当」にそれぞれ担当分けをして事業にあたっています。

令和7年度の「環境美化事業」は令和7年11月6日(木)に、高森町商工会地下駐車場を会場にして実施しました。毎年この事業は、高森町商工会との共催事業として実施しています。当日は、環境美化事業担当役員だけではなくその他の支部役員の協力も得て、7名の支部役員が、来場した会員20名が自分の好きな

色のパンジー・ビオラを選び、段ボール箱に入れる介助をしてくれました。

秋から冬にかけて可憐な花を咲かせるパンジーとビオラが、会員企業の環境美化に一役かってくれることでしょう。



### 11/13 阿南・壳木支部

税務研修会 年末調整について

講師: 飯田税務署 吉村総括官 参加者14名

懇親会 研修会参加者に加え、大同生命所長、税務課長参加で懇親を深めました。

### 12/4 下條支部

モルック大会 参加者7名

大同生命板倉所長にも参加していただき、3チームに分かれ競技を行いました。普段見られない姿が新鮮でした。

## 新設法人説明会開催報告

10月21(火)に飯田税務署にて新設法人説明会が開催され、6社8名が参加されました。当日は、榎原組織委員長より、法人会活動内容やPR、加入するメリットについて説明を行いました。

また、参加された法人のうち1社にご加入いただきました。今後も、法人会の魅力を伝える機会づくりに努めてまいります。



代表的な項目に絞り、164号と165号の2回に渡ってダイジェストで解説致します。

今回の改正は、長時間労働の是正や休日・休息の確保など、これまでの働き方改革がさらに推進されて、グッと充実した内容になっています。

### ①13日を超える連続勤務の禁止

休日に関して、改正される前までの法律では、「変形休日制」とも呼ぶべき「奇妙な特例」がありました。「4週間を通じて、とにかく4日以上の休日を与えるべきではない」というものです。しかし、違法でなくともなんらかのトラブルに発展する恐れのある危険な問題を内包していました。端的に言いますと、「何日までなら労働者を連続して働かせても良いが、それ以上はダメだ!」という、明確な「連続勤務日数の上限」が決められていなかったのです。それでは、これから時代にマッチしませんし、「働き方改革」を前に進めていくことにはなりません。そこで、今回はこの点に焦点があたられ、長年の闇を破って、ようやく改正に至ったのです。

実は、令和の時代に至っても宿泊施設などの観光業を筆頭にして、様々な業種で、依然として根強く残っていたこの「4週4日の変形休日制なる特例」は、はっきり言って、労使間において、「信頼感の欠如を生む制度」と言えました。この制度、極端なことを言えば、4週間（28日）のうち、第1週の最初の4日間を休日と設定した場合、残りの24日間を労働者に連続勤務させても違法にはならないのです。もちろんその特例を活用してきた使用者側に特別な意図などなく、業務上やむを得ないことだったのでしょうが、長い過去には、4週4日の休日特例を採用していた会社から、多くの、いわゆる「がんばり屋さん」の社員が忽然と姿を消していく歴史があるのです。それは、どこの会社にも就業規則の「休日」の次あたりに「振替休日」という条文があるのですが、私はその「振替休日」という制度に対する理解不足が、そのような“不幸”を呼び込む原因になっていたのではないかと考えています。

「振替休日」というのは、事前に労働日と休日を入れ替える（振り替える=入れ替える）制度です。行政通達では、「振り替えるべき日は、振り替えられた日以降、できるだけ近接した日が望ましい」とされています。私は、「可能な限り、同一週内もしくは同一賃金締め切り期間内に付与すべきです。」と、顧問先に対し、指導してきました。なぜか?…同一週内に振り替えないと、時間外労働割増賃金の関係で、トラブル発生の確率がグンと高まるからです。

しかし、世の中の現実は厳しいものでした。長い歴史の中で、こんなケースが多々発生したのです。…「大切な宝物の家族のために」と当てにしていたロマンチック・ホリデイを一週目に休日を与えてもらえないに、当てにしていた幸せな時間をかき消された場合、そのがんばり屋さんの社員は、二週目に会社から「明確な振替休日の伝達」がなされ、しかも確実に実行されてこそ、信頼感を持ち直すことが出来たし、気を取り直すことが出来たし、なんとか踏ん張ってその会社に踏みとどまる気持ちになれたのです。それが、ズルズルと振替休日が付与されない今まで時が経過してしまいました。たとえ事業運営上どんなやむを得ない事情があったにせよ、自分の会社のためにがんばって働いてくれている社員が心身共に憔悴・疲弊しきるまで振替休日を先延ばしするなどということは、許されるものではありません。そんな労働環境に悪影響を及ぼすような休日制度がこの先も続いていくことは、決して好ましくありません。



上 杉 信 夫

(飯田法人会会員)  
特定社会保険労務士  
MBA 経営学修士  
明治大学大学院卒  
(経営学研究科博士前期課程)

そんな訳で、これは、そのような長期間の連続勤務を防ぐことを目的とした改正です。それから13日と言ふ日数には、明確な根拠があります。これは「13日を超える連続労働をさせると、労働者に係る負荷が、健康を著しく害する程に重篤なものになってしまう」というデータに基づくものです。要は、「連続した勤務日数が13日を超えないように管理することが義務化」されたのです。これからは、連続した労働は13日が限度、14日目には、必ず休日を与えなければなりません。

## ②年次有給休暇の賃金算定方法の見直し

年次有給休暇を取得した際に支払う一日当たりの賃金について、今までには、①「通常賃金方式」（始業から終業まで、普通にその会社の所定労働時間働いた場合の1日分の支払い額です）②「平均賃金方式」（労働基準法で定められた解雇予告手当などの金額を算定する時の計算方法です。具体的には、「過去3ヵ月間の賃金総額」÷「過去3ヵ月間の総歴日数」で算定します）③「標準報酬日額方式」（これは、健康保険料の基準となる標準報酬月額を30（日）で割った金額です）の3つの算定方法があって、各会社でそのうちの一つを自由に選ぶことが認められていました。それが、今度の改正で①「通常賃金方式」に統一されたのです。その理由は、「通常賃金方式」が世間一般で最もわかりやすい基準だからというのですが、本当の理由はほかにあります。はずされた2つの算定方法のうち、「標準報酬日額方式」は、一ヵ月の総支給額を、一ヵ月の日数を労働日も休日も全部含めた30日と決めて割りますので、低く設定されてしまうことには違いありませんが、何と言っても全国的に共通点がある（社会保険の算定）ということで、大方がまあまあ…しかたがないのかな？と思う向きもありました。

実は、昔から問題視されてきたのは、「平均賃金方式」なんです。これは、実際に計算してみるとわかるのですが、特に「日給」や「時給」の場合、「通常賃金方式」と比較して、年休一日分の賃金がグッと減って、低くなってしまいます。フルタイム労働者に対してパートタイム労働者の比率が高い企業がなぜか好んで採用するこの年休賃金算定方法は、3ヵ月間に稼いだ全ての収入額（総支給額）を、3ヵ月間の所定就労日数60日（20日×3月）で割るのならまだしも、3ヵ月間総歴日数の92日で割って、年次有給休暇一日分の賃金を算出することになりますから、それは当然、ゲンと少なく（低額に）なってしまうわけですね。今回、外されて当然です。

## ③副業・兼業者における割増賃金の通算廃止

今まででは、副業や兼業をしている労働者につきましては、（雇用する企業側が）複数の会社で働いた労働時間を通算して、その上で、法定労働時間8時間を超えた分につき、割増賃金を計算して（自分の会社で）支払うことになっていました。

しかし…実際に副業・兼業者を受け入れる（雇用する）側の経営者の方たちにとってみれば、この「よその会社との通算ルール」は、心理的圧迫感さえ受ける、誠に厄介なシロモノだったのです。まさに人手不足で困っている会社にとっては、雇用をしたくてもつい躊躇してしまう、一種の“障壁”とも言えました。過去に「よその会社との通算管理をするなどということは、制度が複雑なために事務的な負担と心理的な圧迫感が大きく、納得がいきません。はっきり言って抵抗を感じます！」と訴えた経営者は、引きも切らず、いっぱいいました。ですから、自社だけの勤務時間だけを基準にして割増賃金を判断すれば良くなった今度の改正が、人手不足がますます激しくなると予想される今年の2026年に実施されるのは、まことにタイミングが良く、少しでも人手不足を解消する上で、適切なものと言えます。

今回はここまでです。

次号で④週44時間特例の廃止、⑤法定休日を事前に特定する義務⑥勤務間インターバル制度について触れてみたいと思います。

# 部会だより

女性部

## 長野県連 女性部合同例会参加



今年度県連女性部合同例会が長野で開催され、5名が参加しました。

1部セミナーでは、徹子の部屋にご出演経験のある岡学



青年部

## 第39回 法人会 全国青年の集い山梨大会

青年部長 稲垣 洋一

令和7年11月20日（木）から21日（金）にかけて、山梨県甲府市にて「第39回 法人会全国青年の集い山梨大会」が開催されました。全国から約1,900名の青年部会員が集まり、私どもも参加の機会をいただきました。今年の大会スローガンは「人は石垣 人は城～光り輝く未来のために～」。山梨らしい温かい歓迎のもと、未来を担う青年経営者が学びと交流を深める充実した2日間となりました。



大会初日には、租税教育活動の事例発表で、各団体が地域の子どもたちや企業と連携しながら取り組んできた工夫が紹介されました。又、「健康経営」の取組み発表では、社員の健康づくりに積極的に取り組む事例が発表され、青年経営者としての社会的使命と役割を改めて再確認する時間となりました。

園トータルデザインアカデミー校長 岡 正子さんがカラーチャート表から自分の好む色と気分をあげる色について分かりやすい説明があり、長野女性部員モデルお二人の先生コーディネートによる装いが写しだされ、さらにご本人登壇で会場は大盛況でした。

2部の懇親会では各会からの手土産大抽選会が行われました。

残念ながら飯田には当たりませんでしたが、新しい企画がとても新鮮で楽しいひと時を過ごすことが出来ました。

長野法人会の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

2日目に全国の青年部会長らがテーブルに分かれてテーマごとに議論を行う「円卓会議」からスタートしました。今年のテーマは「租税教育活動」と「健康経営」で、各地の取り組みや課題が率直に語られ、活発な意見交換が展開されました。地域ごとに異なるアプローチや成功事例を直接聞くことができ、自分たちの活動へのヒントが数多く得られました。

式典では、主催者から青年部への期待が述べられるとともに、多彩な活動を続けてきた団体への表彰が行われました。続いて開催された懇親会では、山梨の食文化を楽しみながら全国各地の会員との交流が深まり、普段は得られない視点や人脈を築く貴重な場となりました。

今回の山梨大会への参加を通じ、全国の仲間と共に学び、語り合うことで、青年部としての使命感を一層強く感じる機会となりました。

得られた知見やネットワークを、今後の地域活動や会の運営にしっかりと活かし、より良い地域づくりに貢献してまいります。



## 年末調整研修会開催

法人会アンケートで、多数の継続希望があった「年末調整研修会」を11月11日（火）午前10時からと午後2時からエスバードで開催しました。（午後から会場とオンライン配信のハイブリッド方式）

たくさんの申し込みをいただき、会場は、午前89名、午後100名、計189名が受講され、オンラインには116名の参加がありました。

講師に、関東信越税理士会派遣税理士 楠 経世 税理士をお願いしました。ポイントを絞った説明が聞きやす

かった。実務的で分かりやすかった。という感想が圧倒的に多く、大変好評な研修会になりました。

一方で、もう少し早めの開催を望む声も一定数あり、検討したいと考えています。今後もハイブリッド方式での研修会を開催予定です。ぜひ多くの皆様のご参加をお待ちしています。





要チェック

## 《お知らせ掲示板》



## ー新春経済講演会ー

開催日時：2月3日(火)15:00～16:30

会 場：シルクホテル(飯田市錦町1-10)  
 講 師：法学者 谷口 真由美 氏  
 内 容：おばちゃん目線で考える日本の未来  
 定 員：120名  
 ※詳細と申込は同封ご案内ちらし参照

## 女性部税務署長講話

開催日時：2月4日(水)10:30～

講 師：飯田税務署長 小野 隆 氏  
 会 場：ビーラクスマツカワ  
 ※女性部会員も同時募集中！  
 ※講話の聴講はどなたでも歓迎します。事務局までお申し込みください。

## 決算法人説明会

開催日時：3月18日(水)  
14:00～(Web併設)

会 場：南信州・飯田産業センター  
 エス・バード  
 対 象：4・5・6月決算法人  
 講 師：飯田税務署担当係官・税理士  
 内 容：「決算と申告の注意事項」  
 「調査指導から見た注意点」等  
 ☆受講には事前申し込みが必要です。  
 会員には受講証シール(オレンジ)をお渡します。



## 第41回 飯田支部通常総会

開催日時：5月20日(水) 14:00～

会 場：シルクホテル  
 記念講演会講師：航空・旅行アナリスト  
 鳥海 高太朗 氏  
 ☆航空会社のマーケティング戦略を主研究に、自らも国内外を巡った経験を基に、「ひるおび」(TBS)、「羽鳥慎一モーニングショー」(テレビ朝日)、などで航空・観光・宿泊業界を中心に解説



## 第14回 本会通常総会

開催日時：6月4日(木) 13:30～

会 場：シルクホテル  
 記念講演会講師：多摩大学客員教授  
 河合 敦 氏  
 ☆教鞭をとる傍ら歴史作家・研究家として多くの著作を刊行。「世界一受けたい授業」(日本テレビ)、「クイズバラエティーQさま」(テレビ朝日)など、テレビ出演も多数



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・  
納税システム

e-Tax

電子申告で  
効率UP!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

納税にはダイレクト納付が  
便利です！

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

法人会

イータックス 検索



e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが！

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディー

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。

—令和 8 年度税制改正に関する提言—

# 行動する法人会

全法連では、令和 8 年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

## 自由民主党

11月4日

税制調査会長 小野寺 五典 氏



## 自由民主党

11月12日 予算・税制等に関する政策懇談会

財政・金融・証券関係団体委員長 塩崎 彰久 氏 他



## 日本維新の会

11月28日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 梅村 聰 氏 他



## 立憲民主党

11月13日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 重徳 和彦 氏 他



## 公明党

11月26日 財政・金融部会団体ヒアリング

財政・金融部会長 杉 久武 氏 他



## 国民民主党

11月17日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 古川 元久 氏 他



## 財務省

12月4日

財務大臣 片山 さつき 氏



## 財務省

11月17日

財務副大臣 舞立 昇治 氏



## 厚生労働省

11月13日

厚生労働副大臣 長坂 康正 氏



## 国税庁

12月10日 表敬訪問

長官 江島 一彦 氏 次長 田原 芳幸 氏  
課税部長 高橋 俊一 氏

## 総務省

10月14日

自治税務局長 寺崎 秀俊 氏



## 中小企業庁

10月22日

長官 山下 隆一 氏  
事業環境部長 坂本 里和 氏

さあ、保険の新次元へ。  
T&D 保険グループ

# 謹賀新年



大同生命は、

「経営者保険のパイオニア」として、

これからも、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願い申しあげます。

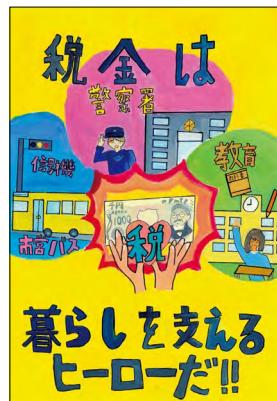
**Daido** 大同生命保険株式会社

松本支社飯田営業所/長野県飯田市常盤町41 飯田商工会館4階  
TEL 0265-24-8744

令和7年度  
税に関するポスター優秀作品



飯田租税教育推進協議会会長賞  
川路小6年 森下 花さん



飯田市長賞  
追手町小6年 春田 麻希さん



飯田税務署長賞  
伊賀良小6年 吉川 駿介さん

## 編集後記

パンダは1972年に初めて日本に来ました。てっきり中国が日中交正常化の証としてパンダを日本に贈呈してくれたと思っていたら、レンタルでした。基本レンタル料：成獣ペアで年約100万ドル（約1.5億円）、赤ちゃんパンダが生まれたら：追加料金年約40万～60万ドル（1頭）、餌代：数千万円（1頭）、人件費・光熱費：数千万円、万が一死なせた場合：約50万ドル（約7500万円）。因みにライオン1頭だと年間にかかるのは約100万円～250万円だそうです。

高市政権下で、日中関係の雲行きが怪しい中、中国はパンダを返せというし、マスコミは日本からパンダが居なくなると国民を煽っています。パンダ外交がパンダ害考です。

パンダは、経済成長や景気回復、少子高齢化や人手不足の解消をしてくれません。先ずは、これらを解決してわが国が「強く豊かに」なるパンダ、いやっ番だ！



広報委員長  
棚田 稔

## いいだ法人 第164号 2026・1 冬 Winter

令和8年1月23日発行  
年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776  
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔  
副委員長・木下裕介  
副委員長・小林亮夫  
委員・塚平一人・熊谷 弘・中島律子  
・中島 隆・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。